再生可能エネルギー発電事業計画の認定の効力が失われた場合の取扱いについて

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022 年 4 月 1 日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」において、再生可能エネルギー発電事業計画の認定(以下、「認定」といいます。)について、認定後、一定期間内に認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始されない場合、その効力を失うこと(以下、「失効」といいます。)が定められております。

「FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまへ(お知らせ)」(2022年11月8日お知らせ済み)のとおり、失効期限日の猶予に必要な手続きを実施されていない対象につきましては、失効期限日を迎えることとなりますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1 2023年4月1日に認定失効となる対象について

以下対象のうち、2023年3月31日までに発電事業を開始していない太陽光発電事業で、かつ、関西電力送配電株式会社が系統連系工事着工申込書を2023年3月31日までに受領されていない対象は、2023年4月1日午前0時をもって、認定失効となります。

- ・2019年3月以前に認定を取得し2022年3月31日以前に運転開始期限を迎える 太陽光発電事業
- ・2012~2016 年度に認定を取得し、2016 年 7 月 31 日までに接続契約を締結した太陽光発電事業

失効対象や失効期限日の詳細については、資源エネルギー庁 HP「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について(2022年11月4日お知らせ)」をご確認ください。

○資源エネルギー庁 HP「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について(お知らせ)」

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/d

1/announce/2022_shikkou_kigen3.pdf

2 当社との電力受給契約の取扱いについて

発電事業者さまが取得された認定が失効した場合、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」に基づき、認定失効日をもって、電力受給契約を解約いたします。

【再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱】

30 電力受給契約の解約等(2)

https://kepco.jp/ryokin/kaitori/list/list1/

3 工事費負担金等の精算について

電力受給契約の解約に際し、当該契約に係る工事費負担金等の精算が生じる場合は、別途、発電事業者さまへお知らせいたします。

4 留意事項

認定失効後、新たに認定の取得を希望される場合の取り扱いについては、資源エネルギー庁へお問い合わせをお願いします。

○資源エネルギー庁IP「なっとく!再生可能エネルギー」

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP
_index.html#fip_more

以上